初　鹿　通　信

第 230 号
令和 7 年 11 月吉日

顧問先各位
＜ご一読推薦者＞
☑ 経営者
☑ 経理担当者
☑ 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）
〒400-0043
山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号
ＴＥＬ　055-220-6885
ＦＡＸ　055-220-6887
ＵＲＬ　https://www.hatsushika-kaikei.com/

令和７年年末調整の変更点

令和 7 年 6 月にも初鹿通信にてお知らせいたしましたが、令和 7 年より下記の点が変更になります。いま一度ご確認ください。

・特定親族特別控除の創設

所得者が特定親族を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族 1 人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

特定親族とは、所得者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人をいいます。なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が 123 万円超 188 万円以下であれば、特定親族となります。収入が給与だけの場合、収入が 150 万円以下であれば控除 63 万円、150 万円超で 188 万円以下の場合は、段階的に控除額が少なくなります。

・扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件（注１） （収入が給与だけの場合の収入金額）	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 （123 万円以下）	48 万円以下 （103 万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超　133 万円以下 （123 万円超 201 万 5,999 円以下）	48 万円超　133 万円以下 （103 万円超 201 万 5,999 円以下）
勤労学生	85 万円以下 （150 万円以下）	75 万円以下 （130 万円以下）

（注）１合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

・令和 8 年 1 月支給分より源泉所得税の金額が変更になります。給与計算の際はご注意ください。

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。